

取引説明書「PROEVO」 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

改正後	改正前
<p>2. PRO 並びに EVO の仕組みについて</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)1 回あたりの最大発注数量</p> <p>1 回の最大発注数量は取引証拠金の範囲内で EVO は上限 3,000,000 通貨に制限されております。PRO は上限 10,000,000 米ドル(或いは相当額)となっており、各取引通貨ペアにより、最大発注可能ロット数が異なりますので取引の際は充分ご注意ください。</p> <p>※PRO の1回あたり指値注文/逆指値注文の数量は、最大取引数量(10,000,000 米ドル)以内に限り可能です。</p> <p>※EVO の一日あたり(取引日ベース)の保有ポジションと新規注文の件数上限は合計 1,000 件です。</p> <p>(4)～(13)略</p> <p><入出金、口座間振替について></p> <p>(1)略</p> <p>(2)口座間振替</p> <p><u>当社では、同一名義のお取引口座間(MT4・ZERO、MT5、PRO、EVO およびサブ口座の 2 つの口座間)で、証拠金の即時振替(移動)が可能です。</u></p> <p><u>振替手続きは、当社ホームページの「マイページ」より行ってください。</u></p> <p>3. PRO 並びに EVO の手続きについて</p> <p>(1)取引口座開設</p> <p>取引口座開設申込みに際し、PRO 並びに EVO の概要や取引特有のリスクについて説明書を熟読し、内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任において</p>	<p>2. PRO 並びに EVO の仕組みについて</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)1 回あたりの最大発注数量</p> <p>1 回の最大発注数量は取引証拠金の範囲内で EVO は上限 3,000,000 通貨に制限されております。PRO は上限 10,000,000 米ドル(或いは相当額)となっており、各取引通貨ペアにより、最大発注可能ロット数が異なりますので取引の際は充分ご注意ください。</p> <p>※PRO は1回あたりの<u>プロテクト注文</u>の数量は、最大取引数量(10,000,000 米ドル)以内に限り可能です。</p> <p>※EVO の一日あたり(取引日ベース)の保有ポジションと新規注文の件数上限は合計 1,000 件です。</p> <p>(4)～(13)略</p> <p><入出金、口座間振替について></p> <p>(1)略</p> <p>(2)口座間振替</p> <p><u>当社の MT4・ZERO 口座より、PRO 並びに EVO 口座へ証拠金の振替が可能です。</u></p> <p><u>振替手続きは、当社ホームページの「マイページ」より行ってください。また EVO から PRO へ、並びに PRO から EVO への口座振替も可能です。</u></p> <p><u>振替手続きは、当社ホームページ(http://www.gaitamefinest.com/)の「マイページ」より行ってください。</u></p> <p>3. PRO 並びに EVO の手続きについて</p> <p>(1)取引口座開設</p> <p>取引口座開設申込みに際し、PRO 並びに EVO の概要や取引特有のリスクについて説明書を熟読し、内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任において</p>

取引口座開設をお申し込みください。当社では適合性の原則に則り取引開始基準を設け、取引経験・金融資産状況・年齢(満 20 歳以上 75 歳未満)等を勘案し審査を行い、当社が承諾した場合に限り取引口座を開設いたします。なお、口座開設審査内容につきましては、審査結果に関わらず非開示とします。

(2) 注文の指示

PRO 並びに EVO の注文をするときは、インターネット上に設定した取引システムからのオンライン注文に限ります。当社規定の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。

① 注文する通貨ペア

② EVO の場合 新規取引か反対売買の別

PRO の場合 新規取引(買いポジションがある場合、次の新規取引が売り注文のときは、反対売買となり、次の新規取引が買い注文のときは、買いポジションが増加していきます。)

③ 売りまたは買いの別

④ 注文数量

⑤ レートおよび注文の種別(成行、指値および逆指値など)

⑥ 注文の有効期限

⑦ その他お客様の指示によることとされている事項

成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指します。お客様からの注文を当社サーバーが受け付けた時点でカバー先に発注され、市場レートで約定されるため、発注時に取引画面に提示されていたレートと、実際の約定レートとの間に差(スリッページ)が生じることがあります。スリッページ※は、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。また市場の変動時や市場の閑散等により、発注された成行注文が失効されることがあります。

取引口座開設をお申し込みください。当社では適合性の原則に則り取引開始基準を設け、取引経験・金融資産状況・年齢(満 20 歳以上 75 歳未満)等を勘案し審査を行い、当社が承諾した場合に限り取引口座を開設いたします。なお、口座開設審査内容につきましては、審査結果に関わらず非開示とします。

(2) 注文の指示

PRO 並びに EVO の注文をするときは、インターネット上に設定した取引システムからのオンライン注文に限ります。当社規定の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。

① 注文する通貨ペア

② EVO の場合 新規取引か反対売買の別

PRO の場合 新規取引(買いポジションがある場合、次の新規取引が売り注文のときは、反対売買となり、次の新規取引が買い注文のときは、買いポジションが増加していきます。)

③ 売りまたは買いの別

④ 注文数量

⑤ レートおよび注文の種別(成行、指値および逆指値など)

⑥ 注文の有効期限

⑦ その他お客様の指示によることとされている事項

成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指します。お客様からの注文を当社サーバーが受け付けた時点でカバー先に発注され、市場レートで約定されるため、発注時に取引画面に提示されていたレートと、実際の約定レートとの間に差(スリッページ)が生じることがあります。スリッページ※は、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。また市場の変動時や市場の閑散等により、発注された成行注文が失効されることがあります。

(削除)

指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点、または指定したレートを超えた時点で約定します。指値注文は、注文レートより不利なレートでは約定しません。「部分約定の許可」を設定し、指値注文の一部の数量しか約定しなかった場合、残りの数量は指値注文のまま有効期限まで残ります。

逆指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点で「成行注文」としてカバー先に発注されるため、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。逆指値注文は、お客様が指定したレートでの約定をお約束するものではありません。

「スリッページを許可しない」設定で、市場レートが注文レートを超えて大幅に変動した場合は約定せず、有効期限まで逆指値注文のまま残ります。スリッページ設定値は1ポイント1銭で、0.1ポイント(0.1銭)から設定可能です。

注文の有効期限

注文時に有効期限を設定する事ができます。

有効期限の設定方法はWebサイトに掲載されているユーザーガイドをご参照ください。

※「マーケット・スリッページ」を設定することで、スリッページ幅を限定できます。お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定している場合において、お客様の注文レートと注文が当社サーバーに到達した時点の市場レートの差が設定したスリッページの許容範囲内であれば、到達した時点の市場レートで約定します。お客様が設定したスリッページが許容範囲を超えた場合で、お客様の有利な方向の場合には到達した時点のレートで約定し、お客様の不利な方向の場合には注文は失効します。お客様が注文時に有効期限(秒)を設定した場合、有効期限内に約定しなかった当該注文は失効します。

指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点、または指定したレートを超えた時点で約定します。指値注文は、注文レートより不利なレートでは約定しません。「部分約定の許可」を設定し、指値注文の一部の数量しか約定しなかった場合、残りの数量は指値注文のまま有効期限まで残ります。

逆指値注文は、お客様の指定したレートに達した時点で「成行注文」としてカバー先に発注されるため、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。逆指値注文は、お客様が指定したレートでの約定をお約束するものではありません。

「スリッページを許可しない」設定で、市場レートが注文レートを超えて大幅に変動した場合は約定せず、有効期限まで逆指値注文のまま残ります。スリッページ設定値は1ポイント1銭で、0.1ポイント(0.1銭)から設定可能です。

(新規)

6. 当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号: 0120-64-5005(フリーダイヤル)

U R L: <https://www.finmac.or.jp/>

以下、略

以上

6. 当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号: 0120-64-5005(フリーダイヤル)

U R L: <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

以下、略

以上

2022年5月13日改正